

## 令和3年度老人保健健康増進等事業

### <地域における訪問看護・リハビリテーションの実態調査研究 報告書>

<公益社団法人 全日本病院協会>

本研究では、「訪問リハビリテーション（以下、「訪問リハ」と表記）」「リハビリ職による訪問看護（以下、「リハ職訪看」と表記）」の両サービスについて、介護保険制度上の位置づけの違い等を踏まえつつ、実際に機能分化がなされているかという視点から、利用者像やサービスの提供内容、他職種連携の状況等に関する実態を調査し、相互の比較を行った。

事業に当たっては、事業検討委員会を組織し、調査手法や分析の在り方、結果のとりまとめ方等について、議論を行った。その上で、実態把握のための調査を、インタビュー調査およびアンケート調査によって行った。調査対象は、両サービスの提供主体である訪問リハビリテーション事業所と（リハ職訪看の請求実績のある）訪問看護ステーション、および居宅介護の利用者のケアプランを作成・管理する立場にある居宅介護支援事業所とした。

調査の設計にあたっては、事業検討委員会や事前のインタビュー調査において、訪問リハ：脳卒中や骨折等を発症後、医療保険でのリハビリテーションを経て利用を開始し、期間を区切って生活機能の回復を図ること、リハ職訪看：フレイルや神経難病等、生活機能の回復が見込みがたい利用者に対し、さらなる機能低下を避けるためにリハビリ職が介入することに、本来的な役割があるのではないかという仮説の指摘を受けた。

そのため、両サービス間に、①利用者の状態像に違いがあること、②同じような状態像の利用者に対し、異なったサービス提供の在り方をしていること、の両方の可能性を想定したうえで、両サービス間で異なる点・類似した点に関する正確な相互比較を行うことに留意して、調査設計や分析方法を構築した。

調査の結果、両サービス間の機能分化の状況について、「役割が異なると考える事業所が30%強ある一方で、大きな違いはないと考える事業所はさらに多いこと」「居宅介護支援事業所ベースでは、状態像による両サービス間の差異はほとんど観測できないこと」「訪問リハ・訪看事業所ベースでは、両サービス間の利用者の状態像に有意な差はあるものの、重複部分も多いこと」「両サービスが提供するサービスの内容は、「訓練の内容」の次元では明確な差異は観測できない一方、サービスの終了見通しの有無や、サービスの計画に盛り込む内容の詳細さ、医師や看護職員の関与状況等に、明確な差異が観測された。

一方、その差異が、利用者の状態像に応じて対応が分けられてきたというよりも、両サービスそれぞれの手法の違いが、そのまま差異として表れているであろうことが判明した。

本来はリハビリテーションが必要な状態にあるにも係らず、主治医と訪問リハの事業所の医師の両方の診察を受けることを忌避して、リハ職訪看に流れ、訪問リハのような水準の、計画的なリハビリテーションが受けられていない利用者が危惧される中、それを改善するために、退院後の一定期間、医療保険でのリハビリテーションを続けられる仕組み等に関する提言を行った。